

定められた命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙

定められた命令等		根拠法令条項
(1)	特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件（平成元年郵政省告示第42号）の一部を改正する件（令和8年総務省告示第236号）	電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号
(2)	総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（令和元年総務省告示第31号）の一部を改正する件（令和8年総務省告示第237号）	無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号